



平成 27 年 5 月 15 日

各位

上場会社名 三菱商事株式会社  
代表者名 代表取締役 社長 小林 健  
コード番号 8058  
本社所在地 東京都千代田区丸の内  
二丁目 3 番 1 号  
問合せ先 広報部報道チームリーダー 磯貝 進  
03-3210-3917

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の定例取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の平成 26 年度定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 収益モデル・事業形態の多様化といった会社のかたちの変化に合わせた事業目的とするため、現行定款第 2 条(目的)に第 1 項を新設するとともに、同条第 2 項として現行の事業目的を整理・統合するほか、配列の見直しを行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い責任限定契約を締結できる会社役員を業務執行取締役等ではない取締役・監査役にするとともに、責任限定契約に基づく責任限度額を法令に定める額にするため、現行定款第 25 条(取締役の責任軽減)及び第 32 条(監査役の責任軽減)の一部を変更するものです。なお、定款第 25 条の変更に関する議案を平成 26 年度定時株主総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ています。

##### 2. 定款変更の内容

定款第 2 条、第 25 条及び第 32 条の変更の内容(下線部)は、別紙のとおりです。なお、第 2 条につきましては、事業目的の追加、変更、削除、統合及び配列の見直しを行う箇所を下線で示しています。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 19 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 19 日

以 上

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 本会社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p>	<p>(目的) 第2条 本会社は、<u>エネルギー・金属・機械・化学品・</u> <u>食料・消費財・インフラ・不動産など広範な分野にお</u> <u>いて、本会社又は本会社が株式若しくは持分を所有す</u> <u>る他の会社を通じ、商品・資源の売買、生産、製造、</u> <u>開発のほか、金融・物流事業、新規事業開発、各種</u> <u>サービスの提供など、多角的な事業を行う。</u> <u>前項の事業には、次の事業を含むものとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	
<p>1. <u>次の物品の売買及び貿易業</u></p> <p>イ. <u>石炭、石油、ガスその他燃料類及びこれらの製品</u> ロ. <u>鉄、非鉄金属及びこれらの製品並びに鉱石及び鉱</u> <u>産物</u> ハ. <u>機械・器具（計量器・医療用具を含む）、車両、</u> <u>船舶、航空機及びこれらの部品</u> ニ. <u>食糧、酒類その他飲料、油糧、油脂、樹脂、たば</u> <u>こ、塩及びその他の農産・水産・林産・畜産・天</u> <u>産物並びにこれらの製品</u> ホ. <u>肥料、飼料及びこれらの原料</u> ヘ. <u>繊維品及びその原料</u> ト. <u>木材、木製品及びセメント・ガラスその他窯業製</u> <u>品</u> チ. <u>化学製品、化粧品、高圧ガス及び薬品類（医薬</u> <u>品、医薬部外品、毒・劇物、火薬、発火物等を含</u> <u>む）並びにこれらの原料</u> リ. <u>ゴム類、皮革、パルプ、紙類及びこれらの製品並</u> <u>びに装身具及び一般雑貨類</u></p> <p>2. <u>前号物品の開発、探鉱、生産、製造・加工、廃</u> <u>棄・再生処理業及び林業並びにこれらの請負業</u></p> <p>3. <u>機械・器具、車両、船舶、航空機及びこれらの部</u> <u>品の修理、据付工事請負、賃貸借及び管理業</u></p> <p>4. <u>工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、</u> <u>各種システム・エンジニアリングその他ソフト</u> <u>ウェアの取得、企画開発、保守及び販売業</u></p> <p>5. <u>温室効果ガス排出権の売買</u></p> <p>6. <u>各種情報の収集、処理及び提供に関する事業</u></p> <p>7. <u>電気通信事業、放送業、広告業及び出版・印刷業</u></p> <p>8. <u>医療施設、ホテルその他宿泊施設、スポーツ施</u> <u>設、劇場、飲食店の経営及び旅行業</u></p> <p>9. <u>各種イベントの企画及び運営に関する事業</u></p> <p>10. <u>建設業並びに建設工事の企画、調査、測量、設計</u> <u>及び監理業</u></p> <p>11. <u>不動産の売買、賃貸借及び管理業</u></p> <p>12. <u>発電事業及び電気、蒸気その他エネルギーの供給</u> <u>に関する事業</u></p> <p>13. <u>上下水の処理及び各種水供給に関する事業</u></p>	<p>1. <u>石炭、石油、ガス（高圧ガスを含む）その他燃</u> <u>料類及びこれらの製品に関する事業</u></p> <p>2. <u>鉄、非鉄金属及びこれらの製品並びに鉱石及び鉱</u> <u>産物に関する事業</u></p> <p>3. <u>機械・器具（計量器・医療機器を含む）、車両、</u> <u>船舶、航空機及びこれらの部品に関する事業</u></p> <p>4. <u>化学製品、化粧品、薬品類（医薬品、医薬部外</u> <u>品、毒・劇物、火薬、発火物等を含む）、肥料及</u> <u>びこれらの原料に関する事業</u></p> <p>5. <u>食糧、酒類その他飲料、油糧、油脂、樹脂、</u> <u>塩、農産・水産・林産・畜産・天産物、飼料、産</u> <u>業用資材、消費財及びこれらの製品・原料に関する</u> <u>事業</u></p> <p>6. <u>前各号の事業に関する商品その他の商品に関する</u> <u>売買、貿易、開発、探鉱、生産及び製造・加工業</u></p> <p>7. <u>発電事業及び電気、蒸気その他エネルギーの供</u> <u>給に関する事業</u></p> <p>8. <u>上下水の処理及び各種水供給に関する事業</u></p> <p>9. <u>不動産業</u></p> <p>10. <u>建設業並びに建設コンサルタント、測量及び設計</u> <u>業</u></p> <p>11. <u>医療施設、商業施設（宿泊施設、劇場を含む）及</u> <u>び飲食店の経営</u></p> <p>12. <u>リース業</u></p> <p>13. <u>有価証券等の売買、金銭の貸付け、債権の売買、</u> <u>債務の保証・引受け、外国為替の売買等の金融業</u></p> <p>14. <u>商品投資販売業及び商品投資顧問業</u></p> <p>15. <u>損害保険業、損害保険代理業及び生命保険の募集</u> <u>に関する業務</u></p> <p>16. <u>陸運業、海運業、航空運送業及び貨物利用運送事</u> <u>業</u></p> <p>17. <u>倉庫業</u></p> <p>18. <u>IT・情報に関する事業</u></p> <p>19. <u>電気通信事業、放送業、広告業及び出版・印刷業</u></p> <p>20. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>21. <u>旅行業</u></p>

<p>14. <u>有価証券等の売買、金銭の貸付け、債権の売買、債務の保証・引受け及び外国為替の売買等の金融業</u></p> <p>15. <u>商品投資販売業及び商品投資顧問業</u></p> <p>16. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>17. <u>古物売買業</u></p> <p>18. <u>倉庫業</u></p> <p>19. <u>陸運業、海運業、航空運送業及び運送取扱業</u></p> <p>20. <u>前各号の代理業、仲立業及び問屋業</u></p> <p>21. <u>損害保険業、損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>22. <u>前各号に係るコンサルティング業</u></p> <p>23. <u>前各号に関連する一切の事業</u></p>	<p>22. <u>廃棄・再生処理業及び古物売買業</u></p> <p>23. <u>企画、コンサルティング業</u></p> <p>24. <u>前各号の代理業、仲立業及び問屋業</u></p> <p>25. <u>前各号に関連する一切の事業</u></p>
<p>-----</p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第 25 条 本会社は、取締役会の決議（会社法第 426 条第 1 項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。</p> <p>本会社は、<u>社外取締役との間に、その責任について、1,000 万円以上であらかじめ定める額又は法令に定める額のいずれか高い額を限度とする契約（会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく契約をいう）</u>を締結することができる。</p>	<p>-----</p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第 25 条 本会社は、取締役会の決議（会社法第 426 条第 1 項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。</p> <p>本会社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、法令に定める額を限度として、当該取締役の責任を限定する契約（会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく契約をいう）</u>を締結することができる。</p>
<p>-----</p> <p>(監査役の責任軽減)</p> <p>第 32 条 本会社は、取締役会の決議（会社法第 426 条第 1 項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。</p> <p>本会社は、<u>社外監査役との間に、その責任について、1,000 万円以上であらかじめ定める額又は法令に定める額のいずれか高い額を限度とする契約（会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく契約をいう）</u>を締結することができる。</p>	<p>-----</p> <p>(監査役の責任軽減)</p> <p>第 32 条 本会社は、取締役会の決議（会社法第 426 条第 1 項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。</p> <p>本会社は、<u>監査役との間で、法令に定める額を限度として、監査役の責任を限定する契約（会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく契約をいう）</u>を締結することができる。</p>